

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 1 月 2 8 日

農地転用申請者 各位

新城市農業委員会長 河合 勝正  
(公 印 省 略)

太陽光発電設備建設を目的とした農地転用許可申請等に伴う関係条例の遵守について  
(依頼)

日頃は、本市委員会の活動にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市において太陽光発電事業者は、当該設置事業に係る法令の許認可の申請又は届出の前までに「新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例」に規定する手続をすることとされています。

つきましては、条例を今一度ご確認いただき、手続の際には**個別法（農地法）の許可申請等の前に条例に規定する手続を実施**なされるようお願い申し上げます。

記

新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例

・「新城市内で太陽光発電を設置する方は事前協議や事業計画の届出手続きをお願いします。

(担当：環境政策課

⇒ 新城市ホームページ — 暮らし・手続き — 環境 — エネルギー対策 )

担 当 新城市農業委員会事務局  
電 話 0 5 3 6 - 2 3 - 7 6 3 2  
F A X 0 5 3 6 - 2 3 - 7 0 4 7  
メール noushin@city.shinshiro.lg.jp